(b) Nuclear material not irradiated in a reactor or nuclear material irradiated in a reactor but with a radiation level equal to or less than 1 Gy/hr (100 rads/hr) at one meter unshielded.

(c) Quantities not falling in Category III and natural uranium, depleted uranium and thorium should be protected at least in accordance with prudent management practice.

(d) Although this level of protection is recommended, it would be open to the Parties, upon evaluation of the specific circumstances, to assign a different category of physical protection.

(e) Other fuel which by virtue of its original fissile material content is classified as Category I or II before irradiation may be reduced one category level while the radiation level from the fuel exceeds 1 Gy/hr (100 rads/hr) at one meter unshielded.

告　示

○内閣告示第二号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日より北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年十月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十一年四月十日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十二年四月九日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十三年四月五日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四　入港禁止の期間」中「平成二十四年四月十三日」を「平成二十五年四月十三日」に改める。

○外務省告示第百三十七号

平成二十一年五月十二日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定について、両締約国政府は、同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を平成二十四年四月三日に東京で相互に通告した。よって、同協定は、その第十八条1の規定に従い、平成二十四年五月三日に効力を生ずる。

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十八号

平成二十一年五月十二日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定が署名された際、同協定第五条の実施に関する次の書簡の交換がロシア連邦政府との間に行われた。

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、協定を締結するための交渉において到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録並びにロシア連邦政府については3⑵に規定する代替によって当該核物質と代わる核物質の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

2　協定第五条に関し、それぞれの国の法令に従い、協定の適用を受ける全ての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

3　協定第五条⑵に規定する補助的措置は、次のとおりであることが確認される。

⑴　ロシア連邦政府は、日本国政府に対し、国際原子力機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表及び保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設の一覧表を毎年提供する。

⑵　核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、国際原子力機関による保障措置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設（協定の附属書BのB部に掲げる施設）に置かれることとなる場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転に先立ち、双方が満足する措置（保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を含む。）につき書面により合意する。